

## おおいた食品産業企業会規約

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、おおいた食品産業企業会（以下「企業会」という。）という。

(目的)

第2条 企業会は、成長意欲のある県内食品加工企業の取引拡大の取組を支援し、食品産業を本県経済の新たな成長産業に育成することを目的とする。

(事業)

第3条 企業会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 食品加工企業の取引拡大に資するビジネスマッチングに関すること
- 二 食品加工技術の向上に関すること
- 三 食品加工企業の共通課題をテーマにしたワーキンググループに関すること
- 四 食品加工企業の販路開拓に関すること
- 五 前各号に掲げるもののほか、企業会の目的を達成するために必要な業務を行うこと

### 第2章 役員

(役員及び定数)

第4条 企業会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1人
- 二 副会長 1人
- 三 監事 2人

2 役員は、総会において選任する。

(役員の職務)

第5条 会長は、企業会を代表し、業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、少なくとも毎年1回、会計の監査を行い、その結果を総会に報告しなければならない。

(任期)

第6条 役員は、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠役員は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬)

第7条 役員は、無報酬とする。

### 第3章 会員及び総会

(会員)

第8条 企業会の事業を円滑に行うため、企業会の目的に賛同する県内の食品加工法人及び個人とする。

2 前項に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(総会の種類)

第9条 総会は、これを定時総会と臨時総会に分ける。

(総会の開催及び招集)

第10条 定時総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の事由により開催する。

一 会長が必要と認めたとき

二 会員の4分の1以上の請求があったとき

3 総会は、会長が招集する。

(議長)

第11条 総会の議長は、会長をもってあてる。

(議決事項)

第12条 総会においては、次に掲げる事項を議決する。

一 事業計画及び収支予算

二 事業報告及び収支決算

三 規約の変更

四 解散及び残余財産の処分

五 その他会長が特に必要と認める事項

(定足数及び議決)

第13条 総会は、会員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席会員の過半数をもって決し、賛否同数のときは、議長がこれを決する。

ただし、前条第4号に係る議事は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

3 会員は、代理人をもって議決権を行使することができる。この場合、代理人は予め書面を議長に提出しなければならない。

## 第4章 企画委員会

(企画委員会の設置)

第14条 企業会の目指すべき新たな取組等について企画・検討するとともに、企業会の円滑な運営を行うため、企画委員会を置く。

- 2 企画委員は、会員又は会員が所属する者の中から会長が選任し、委嘱する。
- 3 企画委員会の委員長は、委員の互選により定める。
- 4 企画委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
  - 一 総会の議案の作成に関すること
  - 二 総会が議決した事業計画及び収支予算に基づき、具体的な事業の実施に関すること
  - 三 第12条の規定により、総会において当該年度の事業計画及び収支予算の議決を得るまでの間は、企画委員会の議決により暫定事業計画及び収支予算を定めること
  - 四 前項の暫定事業計画及び収支予算は、当該年度の事業計画及び収支予算が総会で議決を得たときは、その効力を失うものとし、暫定予算に基づく支出は、当該年度の収支予算に基づく支出とみなす。
  - 五 その他企業会の運営に関し必要なこと
- 5 企画委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第5章 協力会員

(協力会員)

第15条 協力会員は、企業会の目的に賛同する食品加工関連法人、団体又は個人とする。

- 2 協力会員は、企業会の活動に参加し、会員の技術力の向上や販路開拓等の活動に対して助言・協力をすることができる。

## 第6章 秘密保持

(秘密保持)

第16条 会員、協力会員は、企業会の活動において知り得た企業秘密に係る情報を相互に尊重しなければならない。

## 第7章 経費及び会計

(収入)

第17条 企業会の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- 一 負担金
- 二 補助金
- 三 その他の収入

(経費の管理)

第 18 条 企業会の経費は会長が管理する。

(会費)

第 19 条 本会の事業に充てる経費は、会員から年会費として徴収する。

2 年会費の額は、会員 2 万円、協力会員 1 万円とする。

3 会費は、毎年総会後に、また、年度途中に入会するものにあつては入会の際に徴する。

(会計年度)

第 20 条 企業会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 8 事務局

(事務局)

第 21 条 企業会の事務局は、大分県商工労働部工業振興課内に置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

(職務)

第 22 条 事務局長は、会長の命を受け、事務を処理する。

2 職員は、上司の指揮を受け、事務を処理する。

3 事務の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第 9 章 補 則

(委任)

第 23 条 この規約に定めるもののほか、企業会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 26 年度の事業から適用する。

附 則

この規約は、平成 30 年度の事業から適用する。